



綾建 第 13 号
平成19年 5月8日

国土交通省道路局長 殿

綾町長 前田



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付国道企第114号で、依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答をいたします。

綾 町

道路整備の中期計画の作成に当たっての意見について

宮崎県では、道路整備の方針として、地域の連携・交流による“人と地域が輝く豊かなみやざき新時代”を目標に、県内1時間構想の実現を図るとともに、人々が安定した生活を営むための「産業経済の活性化を促す道づくり」、地域の連携・交流による交流圏拡大を図る「ふるさと交流圏を形成する道づくり」、さらには人々が安全かつ安心して暮らすための「生活創造圏を支援する道づくり」を進めることとしております。

綾町におきましても、総合長期計画などにおきまして、「快適で住みよいまちづくりのために」、「快適な生活環境を実現する都市基盤の整備」として、「道路網の整備」や「交通網の整備」などをあげております。

この中の「道路網の整備」には、県道の整備とともに町道の整備がありますが、このうち町道の整備につきましては、

- ・幹線町道の整備
- ・集落間道路網の整備
- ・生活関連道路の整備
- ・産業関連町道の整備 をあげております。

道路は基礎的な社会資本であり、道路整備がもたらす波及効果は産業・観光の推進、救急医療対策など実に多様であり、公共交通機関の少ない本県にとって、地域連携の最も身近な手段は道路であります。

また、高齢化、少子化が進展している中、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、その改善を図るためにも、効率的・効果的な道路整備は一層重要になっていくと思っております。

具体的には、高速自動車道や国道から市町村道に至るネットワークとしての道路整備が、今後も引き続いて、計画的に、着実に推進されていくことが必要であり、地方では、道路に係る救急事例が多数発生しており、もう少し道が広ければ、あそこに橋があれば、もう一本幹線道路があれば、などと悔やまれることも多々あります。

地方における道路整備が救命に与える効果は絶大であり、整備された道路は、災害時の孤立化解消を図り、救急医療施設へ繋がるまさに「命を守る道路」なのです。

また、町民の生活圏の拡大と都市と農村の交流・共生のためには、広域行政

・広域道路網の充実・強化が必要不可欠であり、中山間地域の地域づくり、まちづくりそして、地域の振興を進める一番の基礎は道路整備であると思っております。

町民の安全で快適な生活環境の基盤として、必要箇所において、線形改良、拡幅、交通安全施設の設置、施設のバリアフリー化等の整備などを推進し、また、交通の円滑化と生産拡大のため、農業機械、貨物輸送自動車などの大型化に対応するものとして、改良を実施して、町道の「網体系」整備を推進し、これらの町道の網体系は県道との有機的な網体系を形成するようにしていこうと考えております。

市町村が主体性を持ちながら地域づくりを議論し、市町村間の適切な役割分担を行い、より一層の連携を図りながら「地域の発展を目指すための道路整備」の促進が肝要だと思っております。

なおかつ、広域的な有り方として、中山間地域の実態は、地理的条件に恵まれていないため道路網の整備が非常に遅れており、今後整備が必要であると思っております。

特に都市部と地方部の地域間格差が大きく生活者重視の対応を望みます。